

ちば起業家応援イベント開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内各地域の起業機運の醸成を図るため、市町村による地域の起業家応援イベントの開催を支援することを目的として、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象は、県内の市町村（以下「補助事業者という。」）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業を主催又は共催する団体の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内で開催される地域の起業家の支援を目的とするイベントであつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 補助事業者が主催し、又は共催する事業

二 「起業家によるビジネスプランのプレゼンテーション」と「起業家と先輩起業家・支援機関等との交流会」の両方を実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

一 政治的、宗教的な事業

二 専ら営利を目的とした事業

- 三 専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業
- 四 公の秩序又は善良な風俗を害し、又は害するおそれがある事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表1に定める補助対象経費の合計額から国等の補助金や寄付金等による収入額を差し引いた額に、別表2第1欄に定める補助率を乗じ算出した額と、同第2欄に定める補助上限額を比較して少ない方の額とする。

2 前項により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業者は、知事が定める期日までにちば起業家応援イベント開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業が複数の補助事業者で実施される場合は、補助事業者が協議の上で決定した代表の補助事業者が交付申請書の提出を行うものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、第8条の条件を付して補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第9条 補助事業者が前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、ちば起業家応援イベント開催支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、

知事の定める期日までにちば起業家応援イベント開催支援事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に額の確定の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者が規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、ちば起業家応援イベント開催支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助金の交付があった以降において、補助事業に更正すべき事由を生じ、かつ交付すべき額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について県に返還するものとする。

（補助金の経理）

第14条 この要綱により補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（暴力団密接関係者）

第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

（事業完了後報告）

第16条 知事は、事業完了年度の翌年度以降、事業完了後の状況について、補助事業者から報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表 1

<p>補助対象経費</p>	<p>事業の実施に要する次の経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費（事業を実施するにあたり必要な講師等の派遣に要する経費に限る。） 2 旅費（事業を実施するにあたり必要な講師等の派遣に要する経費に限る。） 3 需用費（食糧費を除く。） 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 報酬（一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われるものに限る。） 8 その他知事が認める経費
---------------	--

別表 2

<p>1 補助率</p>	<p>10分の10</p>
<p>2 補助上限額</p>	<p>1団体あたり1,000千円</p>